

佐賀市耐震診断等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による既存建築物の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進することを目的として、「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年国官会第2317号。以下、「国要綱」という。）の規定に基づき、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修事業（以下、「耐震診断等」という。）を実施する本市内の既存建築物の所有者等に対して、予算の範囲内において補助するため、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 別表第1に定める方法に基づき行う耐震診断をいう。
- (2) 耐震改修設計 国要綱「付属編Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業」に定める、住宅及び建築物に係る耐震化のための計画の策定に関する事業をいう。
- (3) 耐震改修事業 耐震改修促進計画に基づき実施する国要綱「付属編Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業」に定める住宅の耐震改修に関する事業（擁壁の耐震改修及び防火改修を除く。）、建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修を除く。）及びブロック塀等の安全確保に関する事業（耐震改修又は建替えを除き、道路面より高さ1m以上のものを0.4m以下（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路内の場合は道路面より上はすべて撤去）にするものに限る。）をいう。
- (4) 段階的耐震改修 木造の戸建て住宅において、耐震改修事業を次に該当する第一段階と第二段階に分けて行う工事をいう。
 - ア 第一段階 耐震診断の結果、評点が0.4未満のものを、評点0.7以上1.0未満に改修するため、耐震改修設計に基づき行う工事をいう。
 - イ 第二段階 アにより補助金の交付を受けて耐震改修事業を行った住宅について、評点1.0以上とする工事をいう。
- (5) 所有者等 建築物及びブロック塀等の所有者又は所有者に代わり耐震診断等に要する経費を負担する親族等で市長が所有者に準ずると認める者をいう。
- (6) 避難所 市の地域防災計画に位置付けられた地区公民館などの民間所有の避難所であって既存耐震不適格建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下、「法」という。）第5条第3項第1号に規定する既存耐震不適格建築物をいう。）をいう。

【R2.5.1 改正】

- (7) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所であって既存耐震不適格建築物をいう。
- (8) 社会福祉施設 児童福祉法に定める児童福祉施設（保育所を除く。）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉施設等であって既存耐震不適格建築物をいう。
- (9) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であって既存耐震不適格建築物をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。
- (10) 専用住宅 所有者等が自ら居住するものであって、次に定める既存耐震不適格建築物をいう。ただし第9号に掲げる店舗等の用途を兼ねるものは除く。
 - ア 木造住宅 一戸建ての木造在来軸組構法又は木造枠組壁構法の専用住宅をいう。
 - イ 非木造住宅 一戸建ての木造住宅以外の専用住宅をいう。
- (11) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (12) 要緊急安全確認大規模建築物 法附則第3条第1項各号に掲げる建築物をいう。
- (13) 防災拠点建築物 法第5条第3項第1号に掲げる既存耐震不適格建築物をいう。
- (14) 沿道建築物（義務化路線） 法第5条第3項第2号及び第6条第3項第1号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (15) 沿道建築物（努力義務化路線） 法第5条第3項第3号及び第6条第3項第2号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (16) 多数利用の建物等 法第14条第1号に該当する建築物及び耐震診断の必要があるものとして佐賀市建築物耐震改修促進計画に位置付けている建築物をいう。ただし、第6号から第15号までに該当するものを除く。
- (17) ブロック塀等 組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）をいう。
- (18) 避難路沿道等 佐賀市建築物耐震改修促進計画に位置付けた避難路の沿道に隣接する敷地をいう。
- (19) 佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士（以下、「登録建築士」という。） 一般社団法人佐賀県建築士会及び一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において登録された建築士で、建築士事務所に属するものをいう。
- (20) 代理受領 沿道建築物（義務化路線）の耐震診断等に係る第6条の規定による交付決定を受けた所有者等が、その補助金の全部又は一部の受領に係る権限を耐震診断等に関する契約を締結した事業者等に委任することをいう。
- (21) 判定委員会 全国耐震ネットワーク委員会に参加している団体（「耐震判定委員会 登録要綱」に基づいて登録した耐震判定委員会）をいう。

(補助対象経費及び補助率並びに所有者等)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助金額)は、別表第2のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 所有者等は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 所有者等は、前項の第2号から第7号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 所有者等は、市税等の滞納があってはならない。
- 5 ブロック塀等の安全確保に関する事業については、避難路沿道等沿いに存するブロック塀等であること。ただし、補助金の交付は、一団の土地(土地利用上、一体の利用が可能なひとまとまりの土地)につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 見積書の写し
- (3) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)
- (4) 確認通知書の写し又は建築時期が分かる書類
- (5) 建築物の所有者が分かる書類
- (6) 前条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書
- (7) 市税等の滞納がないことが分かる書類
- (8) 建築物の外観写真
- (9) 要緊急安全確認大規模建築物及び沿道建築物(義務化路線)にあつては、改正耐

震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書

- (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 耐震改修設計に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 前項第1号から第9号までの書類
 - (2) 各階平面図、断面図（階数が分かるもの）
 - (3) 耐震診断の結果報告書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 耐震改修事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実施計画書（様式第2号）
 - (2) 耐震診断の結果報告書 ただし、ブロック塀等については平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」による点検票。
 - (3) 耐震改修後の耐震性能について記載された書類の写し（判定委員会の評価を受けたものに限る。）ただし、木造建築物については建築物の耐震性能を向上させるための改修設計で、その耐震性能を一般財団法人日本建築防災協会（以下、「建防協」という。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」又は、建防協の評価を受けたプログラムにより確かめたものに代えることができる。（建替え又は除却の計画、及びブロック塀等を除く。）
 - (4) 設計図書（判定委員会の評価を受けた際、提出したもの。ただし、木造住宅については配置図、平面図、立面図とする。）なお、建替え又は除却の計画にあつては、建替え又は除却の設計図書とする。（ブロック塀等を除く）
 - (5) 耐震改修工事（建替え又は除却の計画にあつては、建替え又は除却の工事）に要する費用（工事費内訳等）が確認できる書類
 - (6) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）なお、ブロック塀等については、その位置を明示すること。
 - (7) 確認通知書の写し又は建築時期が分かる書類（ブロック塀等を除く）
 - (8) 建築物又はブロック塀等の所有者が分かる書類
 - (9) 前条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書
 - (10) 市税等の滞納がないことが分かる書類
 - (11) 建築物又はブロック塀等の外観写真
 - (12) 要緊急安全確認大規模建築物及び沿道建築物（義務化路線）にあつては、法上の耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書
 - (13) その他市長が必要と認める書類 市長が必要と認める部数
- 4 所有者等は、第1項又は第2項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助

【R2.5.1 改正】

金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになる場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 5 第1項及び第2項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定めることとする。

（補助金交付の条件）

第5条 規則第5条に規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 耐震診断等の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない場合は、この限りではない。
 - (3) 耐震診断等を中止又は廃止のため申請を取り下げる場合には、市長の承認を受けること。
 - (4) 耐震診断等が予定の期間内に完了しない場合又は耐震診断等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 耐震診断等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、耐震診断等完了後5年間保管すること。
 - (6) 所有者等は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。ただし、耐震対策緊急促進事業（平成25年国住市第53号 国土交通省住宅局長通知）による補助金については、この限りではない。
 - (7) 耐震診断等を行うために契約を締結する場合は、市内企業と契約するように努めること。
 - (8) 本事業の補助金の交付を受けて耐震診断等（ブロック塀等を除く）を実施した所有者等は、住宅・建築物の耐震化の促進に向けたアンケート調査等、工事期間中における耐震改修PR看板等の設置、耐震改修前後の写真提供等に協力すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定により市長に変更又は取下げの承認を受けようとする者は、変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 市長は、第4条の申請書の提出があったときは、補助金交付予定額決定通知書（様式第4号）により交付の決定を通知するものとする。

【R2.5.1 改正】

2 市長は、第5条第2項の申請書の提出があったときは、補助金交付変更（取下げ）通知書（様式第5号）により交付決定の内容を変更することができる。

（耐震診断等の実施）

第7条 耐震診断又は耐震改修設計（建替え又は除却を除く）は、次に掲げる者が行わなければならない。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に該当するもので建築士事務所に所属する建築士
- (2) 登録建築士（木造住宅（沿道建築物（義務化路線）である木造住宅を除く。）に限る。）
- (3) 前各号と同等以上と認められる者

（判定）

第8条 建築物（第2条第1項第12号から第14号に掲げる建築物に限る）の耐震改修設計（建替え及び除却の計画は除く。）は、その結果について耐震判定委員会の判定を受けなければならない。ただし、木造建築物にあつては、建築物の耐震性能を向上させるための改修設計で、その耐震性能を一般社団法人日本建築防災協会（以下、「建防協」という。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」又は建防協の評価を受けたプログラムにより確かめたものに代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が提出の必要がないと認めるときは、この限りではない。

（実績報告）

第9条 所有者等は、耐震診断が完了したときは、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果を証する書類（その結果に対する所見及び耐震改修に関する方針等をその結果とあわせて記載したもの）
- (2) 領収書の写し（代理受領を利用する場合は、請求書の写し）
- (3) 耐震診断の実施者が第7条各号に該当するものであることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 所有者等は、耐震改修設計が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号及び第3号の書類
（代理受領を利用する場合は、請求書の写し及び耐震改修設計に要した費用から第6条の規定による決定の通知を受けた補助金の額を控除した額の領収書又はこれに

類するもの)

- (2) 木造建築物の耐震改修設計（建替え及び除却の計画を除く。）にあつては、耐震改修設計図書
 - (3) 建築物の建替え又は除却の計画にあつては、建替え又は除却の設計図書
 - (4) 上記以外の建築物の耐震改修設計にあつては、耐震判定委員会の判定結果の写し
 - (5) 契約書の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 所有者等は、耐震改修事業が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 改修設計に基づいて工事が実施されたことが確認できる書類（ブロック塀等を除く）
 - (3) 工事写真（耐震改修事業に係る全ての工事内容（施工前・施工中・施工後）が確認できるもの）
 - (4) 完成写真（全景）
 - (5) 領収書の写し（代理受領を利用する場合は、請求書の写し及び耐震改修事業に要した費用から第6条の規定による決定の通知を受けた補助金の額を控除した額の領収書又はこれに類するもの）
 - (6) その他市長が必要と認めた書類
- 4 第4条第4項ただし書きにより交付の申請をした所有者等は、第1項又は第2項の実績報告書を提出するに当たっては、消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 5 第4条第4項ただし書きにより交付の申請をした所有者等は、第1項又は第2項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（様式第12号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 6 第1項から第3項に規定する実績報告書の提出期限は、市長が別に定めることとする。

（補助金の額の確定通知）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定額通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 耐震診断等を行う者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第8号）により行うものとする。

【R2.5.1 改正】

- 2 沿道建築物（義務化路線）の耐震診断等に係る補助金の交付を受けようとする者で、代理受領を利用するときは、前項の補助金支払請求書と合わせて、代理受領申請書兼委任状（様式第9号）を提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、所有者等が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、所有者等が第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付確定額取消通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

- 4 第1項又は第2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その補助金を返還させることができる。

- 5 市長は、前項の規定により補助金を返還させる場合には、補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（取引上の開示）

第13条 本事業の耐震診断を実施した建築物を所有する者は、当該建築物を譲渡又は貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に、耐震診断の結果を開示しなければならない。

（書類の提出部数）

第14条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。ただし、別に部数を定めている場合はこの限りではない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。

別表第1（第2条関係）

耐震診断の方法等	
1	公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定）
2	財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答解析による方法を除く。以下、「木造住宅の耐震診断法」という。）
3	財団法人日本建築防災協会の「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断基準」
4	財団法人建築保全センターの「官庁施設の総合耐震診断基準」
5	文部科学省の「屋内運動場等の耐震性能診断基準」
6	社団法人プレハブ建築協会の「木質系工業化住宅の耐震診断法」
7	社団法人プレハブ建築協会の「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」
8	社団法人プレハブ建築協会の「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」
9	財団法人日本建築防災協会の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」
10	財団法人日本建築防災協会の「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」
11	簡易耐震診断法（前各項に定めるもののほか、一戸建て住宅の耐震診断の方法として、特に市長が認めるものをいう。以下同じ）

別表第2（第3条関係）

	対象建築物	補助対象経費	補助率等
耐震診断	住宅、避難所、保育所、社会福祉施設、沿道建築物（努力義務化路線）、マンション及び多数利用の建築物等	<p>国要綱「付属編Ⅲ編第1章－イ－16－（12）－①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる経費のうち、住宅及び建築物の耐震診断に要する費用</p> <p>○上限額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一戸建て住宅（木造住宅の耐震診断法により診断ができる工法による建築物を含む） 一戸当たり136,000円（簡易耐震診断法については一戸当たり31,500円）以内</p> <p>(2) (1)以外の建築物</p> <p>ア 建築物の面積が1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,670円以内</p> <p>イ 建築物の面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,570円以内</p> <p>ウ 建築物の面積が2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,050円以内</p>	補助対象経費の3分の2以内
	沿道建築物（義務化路線）	<p>国要綱「付属編Ⅲ編第1章－イ－16－（12）－①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる経費のうち、沿道建築物（義務化路線）の耐震診断に要する費用</p> <p>○上限額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一戸建て住宅（木造に限る） 一戸当たり136,000円</p> <p>(2) (1)以外の建築物</p> <p>ア 建築物の面積が1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,670円以内</p> <p>イ 建築物の面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,570円以内</p> <p>ウ 建築物の面積が2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,050円以内</p> <p>エ 設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。</p>	補助対象経費から耐震対策緊急促進事業補助金（平成25年5月29日付け国住市第54号）に基づき交付される限度額を除いた額

【R2.5.1 改正】

耐震診断	専用住宅 (木造住宅)	国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」第1項第3号に掲げる経費 ○ただし上限額は次のとおりとする ・現況図面がある場合 60,000円 ・現況図面がない場合 90,000円	佐賀市木造住宅耐震診断派遣事業実施要綱 別表第1に示す派遣実施手数料
	専用住宅 (上記以外)	国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」第1項第3号に掲げる経費	補助対象経費の6分の5以内
耐震改修設計	要緊急安全確認大規模建築物、沿道建築物(義務化路線)	国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる経費のうち、要緊急安全確認大規模建築物及び沿道建築物(義務化路線)の耐震改修設計に要する費用* ○上限額は次のとおりとする。 ア 建築物の面積が1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,670円以内 イ 建築物の面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,570円以内 ウ 建築物の面積が2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,050円以内 エ 設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。	補助対象経費の3分の2以内

【R2.5.1 改正】

<p>耐震改修設計</p>	<p>住宅 (木造住宅等(木造住宅の耐震診断法により診断ができる工法による建築物)を除く住宅に限る)</p>	<p>国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」に掲げる経費のうち、住宅の耐震改修設計に要する費用(建替え及び除却の計画は除く。) ○上限額は次のとおりとする。 ア 建築物の面積が1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,670円以内 イ 建築物の面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,570円以内 ウ 建築物の面積が2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,050円以内 エ 一戸建て住宅以外の住宅について、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震改修設計に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内</p>
<p>耐震改修事業</p>	<p>住宅</p>	<p>国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」第4項第1号イ及びロに掲げる経費(耐震改修事業(建替え及び除却を除く)に係る経費に限る) ○上限額は次のとおりとする 戸建て住宅 1,000,000円/戸 (補助額) 長屋住宅・共同住宅 33,500円/㎡ (補助対象経費) (段階的耐震改修) ア 第一段階 戸建て住宅 600,000円/戸 (補助額) イ 第二段階 戸建て住宅 400,000円/戸 (補助額)</p>	<p>補助対象経費の80パーセント以内 (ただし、マンション場合は補助対象経費の23パーセント以内)</p>
<p>要緊急安全確認 大規模建築物</p>		<p>国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」第5項第1号に掲げる経費(耐震改修事業に係る経費に限る)</p>	<p>補助対象経費の44.8パーセント以内</p>
<p>沿道建築物 (義務化路線)</p>		<p>国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」第6項に掲げる経費(建築物の耐震改修事業(天井の耐震改修事業、エレベーターの戸開走行保護装置の設置事業、釣合おもりの脱落防止対策の事業及び主要な支持部分の構造に係る事業並びにエスカレーターの脱落防止措置に係る事業を除く)に係る経費に限る)</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内</p>

【R2.5.1 改正】

	<p>ブロック塀等</p>	<p>国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」第14項第2号に掲げる経費 (除却に係る経費に限る) ○上限額は次のとおりとする 200,000円/件かつ10,000円/m (補助対象経費)</p>	<p>補助対象経費 の3分の2以 内</p>
--	---------------	--	--------------------------------

※ 建替えを行う場合の耐震改修設計にあつては、「住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目 第2 対象の範囲」における建築設計料表を参照し、耐震改修工事に要する費用相当分を建築工事費とした上で、建築設計料率表に基づき算出した額と別表2の上限額とを比較し、安い方の金額を上限とする。

なお、建築工事費が1億円未満の場合においては、建築設計料率は11.11%とする。